

改正案	現行
<p>第四十九条の六の四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。</p> <p>（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）</p>	<p>第四十九条の六の四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。</p> <p>（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）</p>
<p>第四十九条の六の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）</p>	<p>第四十九条の六の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）</p>
<p>第四十九条の六の九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。</p> <p>（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十八（略）</p>	<p>第四十九条の六の九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。</p> <p>（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十八（略）</p>

2～5 (略)

6 第一項及び第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項及び第二項（第三号に限る。）に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

7 (略)

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 (略)

2～5 (略)

6 第一項及び第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項及び第二項（第三号に限る。）に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

7 (略)

2～5 (略)

6 第一項及び第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項及び第二項（第三号に限る。）に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

7 (略)

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 (略)

2～5 (略)

6 第一項及び第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項及び第二項（第三号に限る。）に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

7 (略)